特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
6	後期高齢者医療に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。

業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務					
	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等の関係法令、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年11月15日条例第27号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、後期高齢者医療制度において以下の事務を行う。 1. 被保険者に係る資格等に関すること・後期高齢者医療資格確認書の送付・負担限度額認定証の申請受付、発行・特定疾病療養受療証の申請受付、発行・後期高齢者医療資格確認書、負担限度額認定証等の再交付の申請受付、発行・基準収入額適用申請書の受付・生活保護の開始及び廃止の届出の受付等・一部負担金減免申請書の受付及び決定通知書の送付・一定の障害を持つ者が行う後期高齢者医療制度への加入申請の受付					
②事務の概要	2. 保険料の徴収等に関すること ・千葉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が決定した保険料の徴収 ・保険料額減免申請書の受付及び決定通知書の送付 ・保険料還付申請書の受付及び支払い ・金融機関等で取得した保険料収納情報の取得並びに督促及び催告の実施 ・年金保険者からの特別徴収対象者情報の取得、特別徴収額の送信及び結果情報の取得 ・納付証明書等の申請受付及び発行 3. 医療給付等に関すること					
	・療養費、葬祭費等の医療給付に係る申請書の受付及び広域連合への送付 ・滞納者に対する医療給付の一時差し止めに関する事務 ・第三者行為に関する書類の受付及び広域連合への送付 4. 広域連合との連携等に関すること ・被保険者の資格の取得や喪失に必要となる異動情報の管理及び連携 ・被保険者の一部負担金及び保険料賦課決定の判定に必要となる世帯員を含む所得・課税情報の管理及び連携					
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 3. 団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)					
	4. 自治体中間サーバー 2. 特定個人情報ファイル名					
後期高齢者医療ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の85の項					
4. 情報提供ネットワークシ	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					

②法令上の根拠

(船橋市が照会する根拠)

番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項

(船橋市が提供する根拠)

なし(後期高齢者医療に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。)

5. 評価実施機関における担当部署

①

部署

船橋市健康福祉局健康部国保年金課

②所属長の役職名 課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

船橋市総務部総務法制課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-2062

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

船橋市健康福祉局健康部国保年金課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-2395

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和6年	F12月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和6年	₹12月1日 時点			
3. 重大事故						
	過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか					

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

・	体設計画書の怪鬼							
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書								
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	1重点項目評価書	書又は全項目評価書において、リスク対策	の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委	托しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。) []提付	典・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続]接続しない(入手) [〇]接続	続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[]]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	業後は必ず複数人での確認 また、マイナンバー利用事系 ンバー登録や副本登録の際	忍を行うようにしている。 务におけるマイナンバ− ჽには、本人からのマっ 報による照会を行うこと	登録されているマイナンバーの転記も手動で行う。作。 。 一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ イナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際に とを厳守しているため、人為的ミスが発生するリスクタ	′ナ
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	查 [O]外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[0]]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によっ4) 委託先における不正5) 不正な提供・移転が6) 情報提供ネットワー	け、事務に必要のないり って不正に使用される! Eな使用等のリスクへのが 行われるリスクへのが クシステムを通じて目! クシステムを通じて不! えい・滅失・毀損リスク	情報との紐付けが行われるリスクへの対策 リスクへの対策 の対策 の対策 対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 的外の入手が行われるリスクへの対策 正な提供が行われるリスクへの対策 への対策	
			<選択肢>	
当該対策は十分か【再掲】	[]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	1. 夜期高配有医療ンステム 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム (標準システム)	1. 後期高齢者医療システム2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム (標準システム)3. 団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)4. 自治体中間サーバー	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年/内 閣府/総務省/令第5号)第46条	番号法第9条第1項及び別表第一の59の項	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	_	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の82の項 (船橋市が提供する根拠) なし(後期高齢者医療に関する事務において情 報提供ネットワークシステムによる提供は行わ ない。)	事前	
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月10日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[]	[十分である]	事前	
令和5年3月29日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	事後	
令和6年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	船橋市健康福祉局健康·高齢部国保年金課	船橋市健康福祉局健康部国保年金課	事後	
令和6年3月22日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	船橋市健康福祉局健康·高齢部国保年金課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2395	船橋市健康福祉局健康部国保年金課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2395	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	後期高齢者医療被保険者証	左記の文言を下記のとおり変更 後期高齢者医療資格確認書	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の59の項	番号法第9条第1項及び別表の85の項	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の82の項 (船橋市が提供する根拠) (略)	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表117の項 (船橋市が提供する根拠) (略)	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	様式変更に伴い追記	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	-	[〇] 全項目評価又は重点項目評価を実施す る	事後	